運　営　規　程

歩行リハ栄養センターリハビリGOwalk堺鳳指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社MediGoが設置する歩行リハ栄養センターリハビリGOwalk堺鳳（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が、要介護〔要支援〕状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　自ら提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

８　指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

９　前8項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年条例第 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防通所サービス運営の方針）

第３条　事業所が実施する事業は、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

２　事業の実施に当たっては、指定介護予防通所サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

５　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

６　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

7　指定介護予防通所介護サービスの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
8 前7項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年条例第 58 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)
第４条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)
第５条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　　歩行リハ栄養センターリハビリGOwalk堺鳳
（２）所在地　　堺市西区鳳東町3-291

(従業者の職種、員数及び職務の内容)
第６条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤職員）
　管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
（２）地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕従業者
　地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕従事者は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の業務に当たる。
　　生活相談員　　1名以上
　　介護職員　　1名以上
　　機能訓練指導員　1名以上
　　栄養職員　　1名以上
　生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕計画の作成等を行う。
　介護職員は、地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕計画に基づき、利用者に対して日常生活上の介護を行う。
　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
　栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)
第７条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
（２）営業時間　8時30分から17時30分までとする。
（３）サービス提供時間　1単位目9時00分～12時00分、2単位目13時30分～16時30分までとする。

(利用定員)
第８条　事業所の利用定員は、1日15名とする。１単位目15名、２単位目15名とし、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供は行わない。

(指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容)
第９条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
（１）生活指導（相談・援助等）に関すること
　　利用者及びその家族の日常生活における動作･環境等に関する相談および助言を行う。
（２）機能訓練に関すること

心身・生活機能の維持向上を目的とした訓練を行う。
（３）身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
（健康チェック、排泄の介助、移動・移乗動作の介助、その他必要な身体の介護）
（４）送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕従事者が添乗し必要な介護を行う。
（送迎、移動・移乗動作の介助）

（利用料等）
第１０条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供した場合の利用料の額は、は、「指定地域密着型サービスに関する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 厚生労働告示 第 126号）及び「堺市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定に関する基準」に定める額（以下「地域密着型介護サービス費用基準額等」という。）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、地域密着型介護サービス費用基準額等から当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業者に支払われる地域密着型介護サービス費〔第一号サービス費〕の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、地域密着型介護サービス費用基準額等に定める額によるものとする。
２　栄養補助食品の提供に要する費用については、各々の額に応じた金額を徴収する。
３　その他、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
５　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
６　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
７　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）
第１１条　通常の事業の実施地域は、堺市（西区、中区、堺区、北区）の区域とする。

（衛生管理等）
第１２条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
３　労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第１３条　利用者は指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）
第１４条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
２　利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
３　前項の事故の状況及び事故に際して行った処理について記録するものとする。
４　利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）
第１５条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）
第１６条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
３　事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）
第１７条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
３　利用者以外の者(家族等)の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

（虐待防止に関する事項）
第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携等）

第１９条
1　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
2　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。
3　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

（その他運営に関する重要事項）
第２０条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
（１）採用時研修　採用後１ヵ月以内
（２）継続研修　　年１回以上
２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４　事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（サービス提供記録は提供の日から 5 年間）は保存するものとする。
５　事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社MediGoと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、２０２３年２月１日から施行する。